

国際シンポジウム
『移住者として生きる
—「移民社会」日本と韓国の今とこれから—』
2019年11月12日（火）

日本の 移民政策と移住者

日本国際交流センター
シニア・プログラム・オフィサー
李惠珍（イ・ヘジン）

目次

1. **日本と移住者**
2. **統計からみる移住者**
3. **日本の移民政策**
4. **日本の移民政策と移住者のこれから**

1. 日本と移住者

1. 移住者（ニューカマー）の流入

✓ 1970年代

- ・ベトナムなどからのインドシナ難民

✓ 1980年代

- ・エンターテイナーとして（在留資格「興行」）就労するフィリピンなどアジア出身の女性
- ・80年代半ば以降、アジア出身の移住労働者（男性）の増加

ex) 外国人就労者数 1990年：386,501人（うち、オーバーステイ：106,497人）

1992年：466,025人（うち、オーバーステイ：278,892人）

***ただし、日本政府の方針は、「いわゆる単純労働者については、
十分慎重に対応する」とのスタンス**

2. 移住者をめぐる課題の浮上

✓ 1990年代

- 日系移民2・3世とその家族が「定住者」として入国し、製造業を中心に就労
→日本社会への定住化と、労働市場における非正規労働者化の進展
- 外国人技能実習制度の創設と拡大（1993年）
→外国人研修・技能実習生をめぐる人権侵害・労働問題などが表面化するも。。。
- 20万人を超える非正規滞在者
→景気の悪化、当局の取り締まり強化、在留特別許可

3. 移住者をめぐる状況の多様化・複雑化

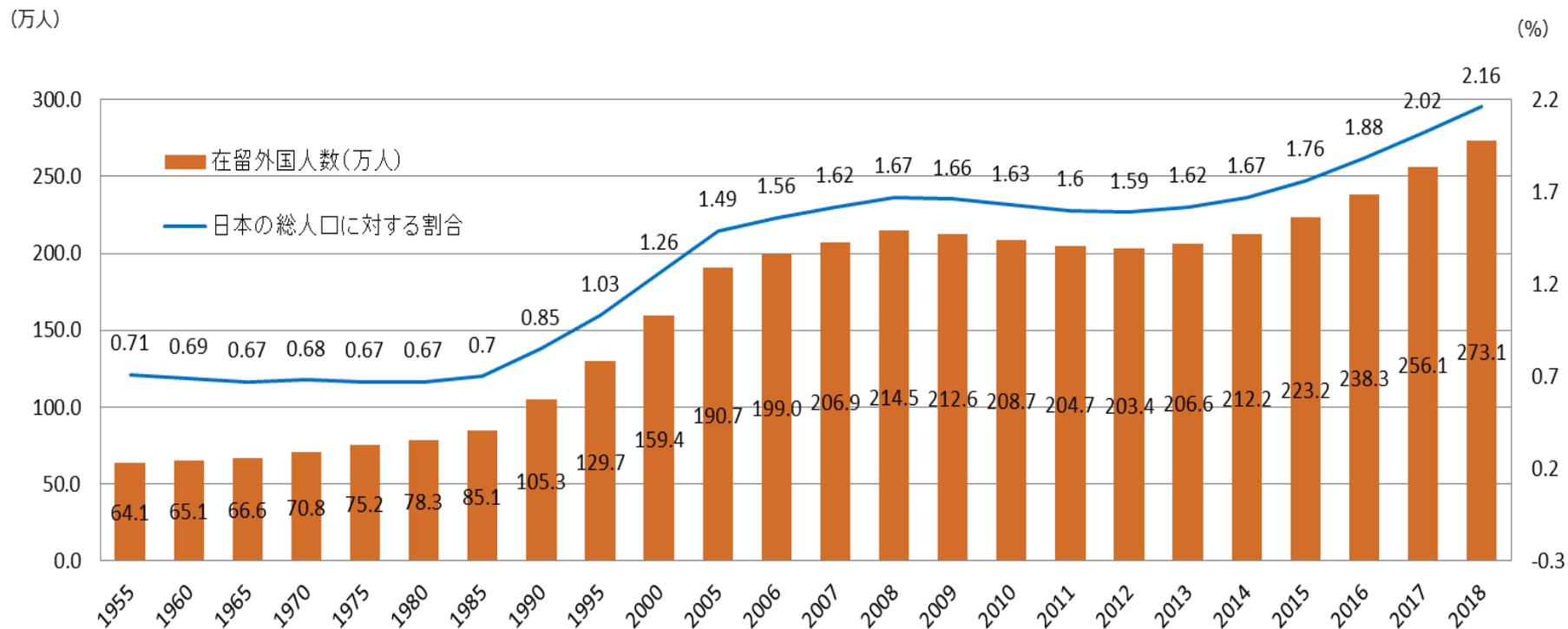
✓ 2000年代

- ・ 移住者が多く暮らす集住地域を中心に多文化共生への取組の進展
- ・ 外国人研修・技能実習制度の整備と拡大
→ 労働・人権をめぐる問題の顕在化
- ・ 「留学生30万人計画」と留学生の増加
→ 「資格外活動許可」に基づく留学生の就労の増加
- ・ 経済連携協定（EPA）に基づく介護人材の受入れ
→ 移住者の受け入れルートが多様化へ

2. 統計からみる移住者

1. 在留外国人数と日本の総人口に占める割合の推移

在留外国人数の推移と日本の総人口に占める割合の推移



(注) 在留外国人数は、各年末現在における数値、日本の総人口は、各年10月1日における数値である。

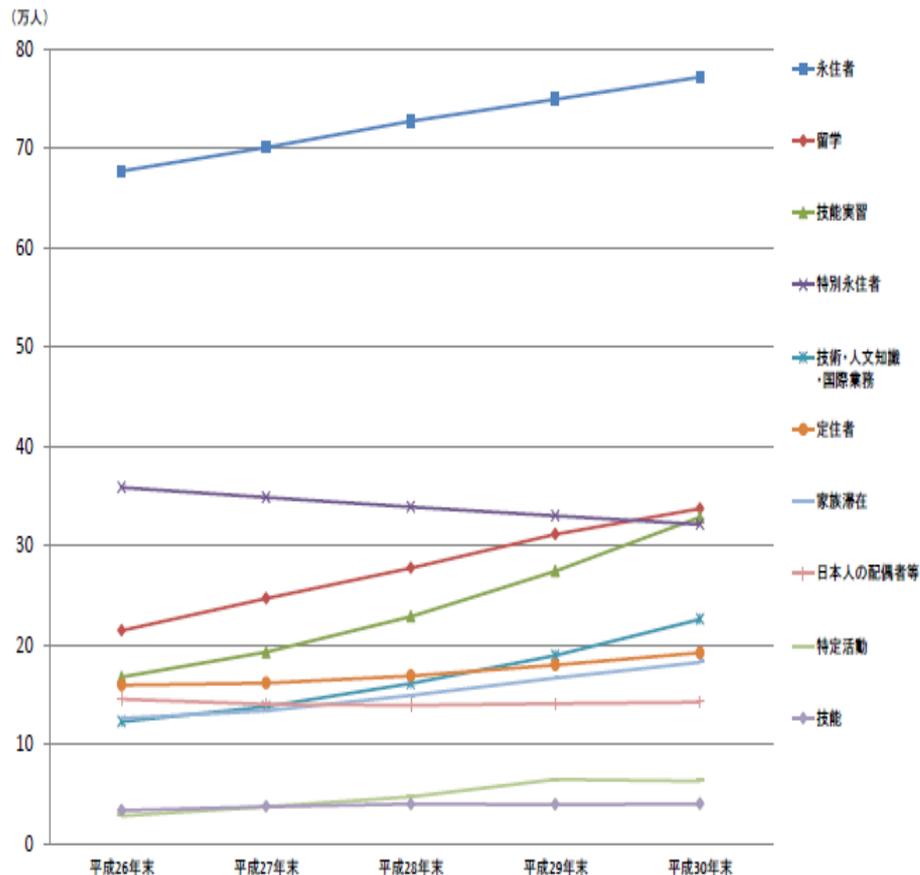
2. 在留外国人の国籍別・性別状況

在留外国人の国籍別順位（2018年12月現在）				
	国籍	人数(人)	構成比 (%)	前年対比増加率 (%)
1	中国	764,720	28.0	4.6
2	韓国	449,634	16.5	-0.2
3	ベトナム	330,835	12.1	26.1
4	フィリピン	271,289	9.9	4.1
5	ブラジル	201,865	7.4	5.5
6	ネパール	88,951	3.3	11.1
7	台湾	60,684	2.2	7.0
8	アメリカ	57,500	2.1	3.2
9	インドネシア	56,346	2.1	12.7
10	タイ	52,323	1.9	4.3
11	ペルー	48,362	1.8	0.8
12	インド	35,419	1.3	11.8
13	朝鮮	29,559	1.1	-3.4
14	ミャンマー	26,456	1.0	17.5
15	スリランカ	25,410	0.9	8.8
	その他	231,740	8.5	

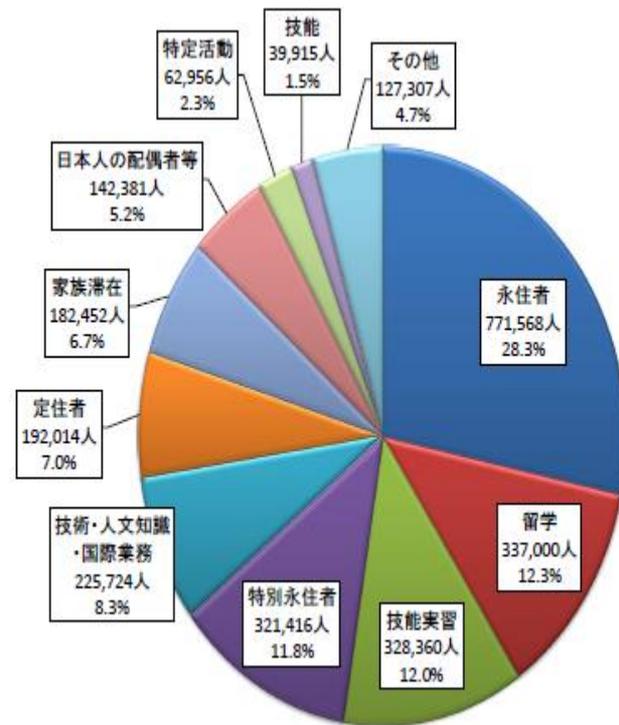
国籍別男女構成（2018年12月現在）			（単位：人）
	男性 （構成比 %）	女性 （構成比 %）	合計
総数	1,327,893 (48.6%)	1,403,200 (51.4%)	2,731,093
ベトナム	185,769 (56.1%)	145,066 (43.9%)	330,835
フィリピン	79,645 (29.3%)	191,644 (70.7%)	271,289
ネパール	52,783 (59.3%)	36,168 (40.7%)	88,951
ミャンマー	12,512 (47.3%)	13,944 (52.7%)	26,456

3. 在留外国人の在留資格別状況

・在留資格別在留外国人数の推移



・在留資格別在留外国人の構成比 (2018年12月末)



4. 在留資格別の国籍別状況

2018年12月末、単位：人

	永住者		留学生		技能実習生		技術・人文知識・国際業務		定住者		家族滞在		日本人の配偶者	
	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
1	中国	260,963	中国	132,411	ベトナム	164,499	中国	81,736	ブラジル	65,021	中国	78,417	中国	30,900
2	フィリピン	129,707	ベトナム	81,009	中国	77,806	ベトナム	34,752	フィリピン	52,008	ネパール	26,017	フィリピン	26,322
3	ブラジル	112,934	ネパール	28,937	フィリピン	30,321	韓国	24,602	中国	28,282	韓国	12,061	ブラジル	17,668
4	韓国	71,094	韓国	17,056	インドネシア	26,914	台湾	11,587	ペルー	10,647	ベトナム	15,301	韓国	13,053
5	ペルー	33,789	台湾	16,603	タイ	9,639	米国	9,124	韓国	7,289	インド	8,547	米国	9,689
6	台湾	21,601	スリランカ	8,701	ミャンマー	8,432	ネパール	8,541	ベトナム	5,509	米国	4,448	タイ	7,223
7	タイ	20,142	インドネシア	7,213	カンボジア	7,424	インド	7,753	タイ	3,922	フィリピン	3,386	台湾	4,439
8	米国	17,580	ミャンマー	6,369	モンゴル	1,484	フィリピン	7,083	ミャンマー	2,479	パキスタン	3,627	ベトナム	3,837
9	ベトナム	16,043	タイ	4,355	スリランカ	487	英国	3,532	ボリビア	2,171	スリランカ	3,352	英国	2,644
10	インドネシア	6,438	モンゴル	3,675	ラオス	480	スリランカ	3,491	インドネシア	2,107	バングラデシュ	3,247	インドネシア	2,072
全体	771,568		337,000		328,360		225,724		192,014		182,452		142,381	

5.外国人就労者の状況 (就労者数・割合の推移)

* 厚生労働省「外国人雇用状況届出」に基づく数値

		2013年 10月		2014年 10月		2015年 10月		2016年 10月		2017年 10月	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
全体		717,504	100%	787,627	100%	907,896	100%	1,083,769	100%	1,278,670	100%
在留資格別	専門・技術的分野	132,571	18.5%	147,296	18.7%	167,301	18.4%	200,994	18.5%	238,412	18.6%
	技能実習	136,608	19.0%	145,426	18.5%	168,296	18.5%	211,108	19.5%	257,788	20.2%
	資格外活動	121,770	17.0%	146,701	18.6%	192,347	21.2%	239,577	22.1%	297,012	23.2%
	そのうち 留学生	102,534	14.3%	125,216	15.9%	167,660	18.5%	209,657	19.3%	259,604	20.3%
	身分に基づく者	318,788	44.4%	338,690	43.0%	367,211	40.4%	413,389	38.1%	459,132	35.9%
	そのうち 永住者	170,238	23.7%	187,865	23.9%	208,114	22.9%	236,794	21.8%	264,962	20.7%
	日本人の配偶者	68,408	9.5%	69,727	8.9%	72,895	8.0%	79,115	7.3%	85,239	6.7%
	定住者	72,804	10.1%	73,220	9.3%	77,234	8.5%	87,039	8.0%	96,875	7.6%
	不明	32	0%	39	0%	36	0.0%	49	0.0%	56	0.0%

6. 国際結婚の推移

		2012	2013	2014	2015	2016
日本における婚姻件数		668,869	660,613	643,749	635,156	620,531
国際結婚 総数(割合)		23,657 (3.5%)	21,488 (3.25%)	21,130 (3.3%)	20,976 (3.3%)	21,180 (3.4%)
妻 外国人 総数		17,198	15,442	14,998	14,809	14,851
	韓国・朝鮮人	3,004	2,734	2,412	2,268	2,031
	中国人	7,166	6,253	6,019	5,730	5,526
うち	フィリピン人	3,517	3,118	3,000	3,070	3,371
	タイ人	1,089	981	965	938	970
	米国人	179	184	201	199	246
	ブラジル人	209	212	221	277	216
夫 外国人 総数		6,459	6,046	6,132	6,167	6,329
	韓国・朝鮮人	1,823	1,689	1,701	1,566	1,627
	中国人	820	718	776	748	790
うち	フィリピン人	139	105	118	167	151
	タイ人	33	31	27	36	32
	米国人	1,159	1,158	1,088	1,127	1,059
	ブラジル人	273	286	329	344	315

7. 外国にルーツをもつ外国人児童

・日本で学校教育を受ける必要のある外国人児童生徒*の推移

	6歳～11歳 小学校	12歳～14歳 中学校	15歳～17歳 高等学校	計(人)
2012	66,920 (1.01%)	34,902 (0.98%)	37,396 (1.04%)	139,218 (1.01%)
2013	78,567 (1.20%)	40,713 (1.16%)	44,746 (1.25%)	164,026 (1.20%)
2014	83,634 (1.29%)	42,000 (1.20%)	46,629 (1.31%)	172,263 (1.27%)
2015	91,853 (1.43%)	43,786 (1.27%)	51,100 (1.41%)	186,739 (1.38%)
2016	99,486 (1.57%)	46,212 (1.38%)	54,131 (1.51%)	199,829 (1.51%)
2017	110,410 (1.73%)	49,292 (1.49%)	57,198 (1.61%)	216,900 (1.64%)

* () 内は、日本全体の各年齢に占める外国人児童の割合。

出所：法務省「在留外国人統計」(総在留外国人) より各年度12月末現在

・公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の推移

	2006	2016	増加率
外国籍	22,413	34,335	150%
日本国籍	3,868	9,612	250%

(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況に関する調査」各年度)

3. 日本の移民政策

1. 受入れにおける日本政府の基本方針

◆基本前提

- ・「第1次雇用対策基本計画」（1967年）

 - ：外国人労働者は受け入れないとの閣僚(口頭) 合意

- ・「第9次雇用対策基本計画」（1999年）

 - 専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進

 - いわゆる単純労働者の受け入れについては、・・・国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分伸張に対応することが不可欠

 - 留学生は、専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受け入れを推進する観点から、就職支援等の充実を図る

2. 受入れにおける近年の動き

◆「2014日本再興戦略-未来への挑戦」

→外国人材の活用を促進するとして、受け入れルートが多様化が図られる。

▶ 専門的・技術的分野

✓ 高度人材

- ： 「ポイント制度」の導入と条件緩和
- ： 在留資格「高度人材」の新設と優遇措置

✓ 留学生

- ： 留学生の日本国内での就職支援と定着促進
- ： 大学等の留学生と日本語学校等の語学研修を在留資格「留学」に一本化

▶ その他の分野

✓外国人技能実習制度の法制化

- ・「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律」(2017年)
 - 管理(人権侵害に対する処罰、外国人技能実習機構の設立など)
 - 拡大(介護をはじめ受け入れ職種の拡大、優良企業は最長5年間技能実習可能、受け入れ企業別受け入れ人数基準緩和など)

✓受入れルートの多様化

- ・建設および造船分野における外国人材の活用に係る緊急措置(2015年4月スタート)
- ・国家戦略特区の活用
 - 家事支援外国人受入事業(2016年7月スタート)
 - 農業支援外国人受入事業(2017年9月スタート)。。。)
- ・在留資格「介護」の新設(2016年11月、入管法改正)

✓在留資格「特定技能」の新設

・「経済財政諮問会議」（2018年2月20日）にて安倍総理の指示

→「深刻な人手不足。。専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討をする必要がある。在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を進め、今夏に方向性を示したい」

・「骨太の方針2018」（2018年6月15日閣議決定）

→新たな外国人受入れに関する事項明記

・入管法改正（2018年12月8日成立）

→就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」のスタート（2019年4月）

→技能実習修了者の在留資格変更を認める

→最長在留期限のない、家族呼び寄せが可能な「特定技能2号」

3. 多文化共生への取組

✓草の根活動からスタート

→社会的な差別と排除に直面した外国人住民と、問題意識をもった日本人によりスタート

✓1990年代～

- ・外国人集住地域を中心に、生活上のトラブル、子どもの教育等への取組みがスタート
- ・外国人住民に対するサービスなどの拡大

→国際交流協会などで国際交流・相談・日本語教育などの多文化共生関連事業を展開

→外国人住民に対する多言語情報提供、相談・通訳サービス、教育支援なども

✓ 遅れながらも日本政府の取り組みもスタート

- ・「地域における多文化共生推進プラン」(2006年、総務省)

→自治体における多文化共生関連施策が拡大するきっかけ。但し、強制力はなく、
予算・人員などの支援もない

- ・「生活者としての外国人に関する総合的対応策」の策定 (2006年)

- ・「定住外国人支援室」の設置(2009年)

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定 (2018年12月25日)

4. 日本の移民政策と 移住者のこれから

1. 「移民社会」としての日本のこれからを考える

◆移住者は「制度」の想定を超えたところに既に存在する

✓非移民政策のなかで「移民社会」の進展

→移住者というマイノリティの中で「永住者」がマジョリティ

→定着・定住性の強いニューカマー移住者の労働市場統合は。。

✓「留学生」、「外国人技能実習生」等 = 「就労目的ではない」はすでに崩れている。

→在留資格「特定技能」の行方は？

✓外国ルーツの子ども・青少年の増加

→社会的・職業的自立へ向かっているのか。

※労働市場の様々な分野を担う「一時的雇用」の見直しへ

※日本社会への統合・包摂のための社会的基盤の見直しへ

「移民社会」日本のこれからは。。